

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・拡充 ・延長 ・その他 ）

No	5	府省庁名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に対する固定資産税の特例措置に係る所要の見直し	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>地方税法第349条の3第19号において、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が所有し、かつ、直接国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合機構法（平成14年法律第145号。以下「NEDO法」という。）第15条第1項第1号若しくは第2号又は基盤技術研究円滑化法（昭和60年法律第65号）第11条第1号に規定する業務の用に供する償却資産で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課される年度から5年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の3分の1の額とし、その後5年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の3分の2の額とすると規定されている。</p> <p>このうち、NEDO法第15条第1項第2号に規定する業務の用に供する償却資産については、地方税法施行令第52条の10の4第2号により総務省令で定めるものの用に供する償却資産とすると規定されており、さらに、地方税法施行規則第11条の9では、総務大臣が定めるものとされているところ。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>NEDO法第15条第1項第2号の業務の用に供する償却資産に対する固定資産税に関する特例措置の対象業務の指定について、所要の見直しを行う。</p>	
関係条文	地方税法第349条の3、地方税法施行令第52条の10の4第2号、地方税法施行規則第11条の9	
減収見込額	<p>[初年度] 0 (-) [平年度] ▲ 7.08 (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができ、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要な鉱工業の技術（原子力に係るものを除く。）に関する研究開発を行うことを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>政策目的に記載される内容の研究開発を進めるためには、当該研究開発により取得した償却資産に係る固定資産税について、課税の特例により、固定資産税を減免し、研究開発の促進を図ることが必要。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	
担当者等（連絡先）	<p>担当課：産業技術環境局新エネルギー・産業技術総合開発機構室</p> <p>（室長）金地 隆志 （課長補佐）佐々木 和久 （担当）佐々木 和久</p> <p>電話：（代表）03-3501-1511 （内線）3390 （直通）03-3501-1948 （FAX）03-3501-7877</p> <p>担当メールアドレス：sasaki-kazuhisa@meti.go.jp</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—